

第7回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2011年2月22日(火) 11:15～12:30

2. 場 所 中央合同庁舎4号館 10階 1015会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、鈴木委員長代理、大庭委員、秋庭委員、尾本委員

内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付

荒井参事官、古田参事官補佐

東京大学大学院法学政治学研究科 城山教授

内閣府

中村参事官、吉野企画官、金子参事官補佐

4. 議 題

(1) 平成22年度茨城県国民保護共同実動訓練について(内閣官房)

(2) 原子力安全規制体制の課題と対策について(東京大学大学院法学政治学研究科教授・
政策ビジョン研究センター長 城山 英明氏)

(3) その他

5. 配付資料

(1) 平成22年度茨城県国民保護共同実動訓練概要

(2) 原子力安全規制体制の課題と対策

(3) 第1回原子力委員会定例会議議事録

(4) 原子力委員会 研究開発専門部会原子力試験研究検討会(第19回)の開催につ
いて

(5) 原子力委員会 新大綱策定会議(第5回)の開催について

6. 審議事項

(近藤委員長) おはようございます。第7回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、1つが、平成22年度茨城県国民保護共同実動訓練について、内閣官房からご説明いただきます。2つが、原子力安全規制体制の課題と対策についてと題して、東京大学大学院法学政治学研究科教授で政策ビジョン研究センター長であられる城山先生にお話をいただきます。3つが、その他となっています。よろしゅうございますか。

それでは、最初の議題からお願いいたします。

(1) 平成22年度茨城県国民保護共同実動訓練について (内閣官房)

(中村参事官) それでは、最初の議題をご紹介します。平成22年度茨城県国民保護共同実動訓練についてということで、内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付の荒井参事官からご説明いただきます。よろしくをお願いいたします。

(荒井参事官) 内閣官房参事官の荒井でございます。今日は、茨城県の訓練、先日行われましたが、その概要につきまして、当課の古田補佐から説明をさせていただきます。

(古田参事官補佐) 内閣官房で国民保護訓練を担当しております古田と申します。よろしくお願い申し上げます。

それでは、先月の30日に茨城県で行われました国民保護訓練の概要についてご説明させていただきます。

お手元の資料第1号をごらんください。ページをめくりまして、まず訓練概要です。実施日時につきましては、平成23年1月30日の日曜日、午前10時～13時に行われました。訓練想定といたしましては、茨城県三の丸庁舎においてダーティボムを用いた爆弾テロが発生、記載はございませんが、死者10名を含む198名が被災する、そういった想定で行われました。

主な訓練会場につきましては、メインの会場となりました茨城県三の丸庁舎及びその周辺。そして、医療救護訓練が行われました、国立病院機構水戸医療センター及び水戸済生会総合病院。そして救護所・避難所運営訓練が行われました水戸市立三の丸小学校。テレビ会議、合同対策協議会の運営訓練が行われました茨城県庁及び総理大臣官邸、以上大きく4つのサ

イトで訓練を実施いたしました。

参加機関につきましては、73機関、約800名になります。お手元の資料600名となっておりますが、こちら800に訂正願います。

訓練の特徴です。Rテロ（ダーティボム事案）を想定した国、県、市共同による初めての実動訓練であったということです。そのほか、県内外の専門機関による支援としましては、県内にございます日本原子力研究開発機構、そして千葉県にございます放射線医学総合研究所等、そうした放射線の専門機関による実動機関や医療機関への支援が行われました。

また、Rテロ事案への被ばく医療機関以外の救急医療機関の参加としまして、救命救急センターである水戸済生会総合病院、こちらに被ばく患者を搬送し処置を行いました。

リスクコミュニケーション、メンタルヘルスへの配慮の実施としましては、放射線に対する正しい認識、そして被災者の不安除去、これらに着目いたしまして避難所におきまして放射線の専門家による説明等を行いました。また、専門家によるワーキンググループを活用しまして、訓練シナリオを作成いたしました。

こちらのワーキンググループにつきましては、机前にお配りしました冊子、平成22年度茨城県国民保護共同実動訓練の概要というものがございますが、こちらの7ページにワーキングのメンバーを掲載させていただいております。また、ワーキングの検討結果につきましては、同冊子の33ページ以降に記載がございますので、ぜひお時間がございましたらご一読願えればと思います。

次のページ、こちらが主な訓練サイトになります。避難所が運営されました三の丸小学校ですが、これは発災現場の直近にございますが、訓練の想定上は500m離れた場所に建てられているということになっておりますので、ご承知おきください。

次のページにいきまして、（1）発災現場三の丸庁舎における訓練内容についてご説明いたします。まず、救出・救助活動についてです。10時に発災し、警察・消防等の実動部隊が到着いたしました。10時05分、立入禁止区域等が設定されました。また、同時刻、庁舎内の安全確認のため、陽圧式の防護服、レベルAですね、これを着ました警察・消防の検知部隊、これが進入開始いたしました。そして、庁舎内におきまして、空間線量率の測定、評価、BC（生物・化学）剤の検知、不審物件、不審者の検索等を実施いたしました。

10時10分ごろ、検知結果に基づき、放射線危険区域及び準危険区域の設定、いわゆるゾーニングが実施されました。また、BC剤が否定され、不審者、不審物件なしという結果を受けまして、一般救助部隊による本格的な救助活動が開始されました。

ここで一般の救助部隊が救出を開始したわけですが、これは単純に警察及び消防の部隊の判断で救助を開始したということではなく、現場の検知結果ですね、そういった現場の環境を放射線の専門家に伝え、例えば専門家により防護服のレベルダウンですとか、あと活動時間の調整ですとか、そういったアドバイスに基づいて行われております。

現場医療救護についてです。救助された人たちにつきましては、一時待避ゾーンでトリアージを行いました。赤タグの10名、黄タグの30名につきましては、現場に設置されました応急の救護所、こちらで処置を受け病院に搬送されましたが、特に赤タグの患者10名につきましては、ページ下のほうに訓練の主な目的とございますが、こちらに記載してありますとおり、Rテロ（ダーティボム）被災者の治療の原則の確認ということで、赤タグにつきましては、除染よりもまずは外傷治療を優先する、そのように処置いたしました。一方で黄タグにつきましては、除染をした後、応急救護を行いました。また、緑タグ及び非負傷者につきましては、現場に設定されました除染脱衣テントにおきまして、簡易除染を実施し、救護所・避難所へ誘導する、そういった流れになりました。

次のページへいきます。（2）としまして、医療機関における訓練内容です。被ばく医療機関である水戸医療センター、そして被ばく医療機関ではない水戸済生会総合病院、こちら2つの病院でそれぞれ14名～15名の被災者を想定しまして受入訓練を実施いたしました。

負傷者等の収容、これは院内の汚染防止に着目し訓練を実施いたしました。まずは、進入統制（ゲートコントロール）の実施です。これはやはりテロ等大規模な災害が起きた場合は、先の地下鉄サリン事件でもそうだったのですけれども、現場から直接自分の足やタクシー等で最寄りの医療機関ですとか大きい病院とかに直接行ってしまふ、そういった方が多く出てくるということが想像されます。そのため、院外のしかるべき場所にゲートコントロールを設け、今回はRテロ事案ですので汚染されている可能性があるそういった被災者の方と一般の外来の方、この動線を区別しまして、院内への汚染拡大防止に留意いたしました。

その他、処置室までの経路、処置室等の養生を実施いたしました。また、対応する要員は、しかるべき個人防護装備をいたしました。

続きまして、専門機関等との連携による医療処置等としまして、水戸済生会総合病院、こちらは被ばく医療機関ではない通常の救命救急センターになりますが、こちらでは専門家である放射線医学総合研究所、こちらの緊急被ばく医療派遣チームの指導、支援を受けまして、被ばくをしました重傷患者の医療処置等を実施いたしました。従来被ばく患者というものは被ばく医療機関に搬送するというような考え方が一般的ではありますが、例えばRテロ、そ

ういったテロ事案になりますと被ばく患者が大量に発生するという。また、その被ばく患者が単に汚染されているだけではなく、重傷を負っている、そういった可能性が想定されます。本訓練を通じまして、Rテロ事案発生時の非被ばく医療機関の関わり方を検証し、ひいては非原発立地県での被ばく医療の提供につなげていきたい、そのように考えて訓練を実施いたしました。

次のページにまいります。（3）としまして、救護所・避難所における訓練内容です。救護所・避難所におきましては、茨城県及び水戸市の職員、そして放射線の専門機関である日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センターによる訓練が実施されました。

訓練内容としましては、外部汚染のスクリーニング、内部汚染の測定、そして専門家による結果説明や問診、そして安否情報の收受等を行いました。また、今回はRテロということもあり、事件の概要や被ばくしたことによる今後のリスク等について、被災者の方が正しく認識し、理解をすることが今後の無用な混乱を避ける上で大切なことと考えられます。そのため、専門家によるメンタルヘルスへの配慮とリスクコミュニケーション等を行いました。

次のページにまいります。その他、搬送に際して行うことが望ましい措置としまして、以下の点に留意して訓練を実施いたしました。まず、搬送車両及びヘリコプターについては、ビニールシート等で養生を実施いたしました。搬送されます患者さんにつきましては、パッキング、例えばシュラフや毛布等、またシャワーキャップで頭髪を覆う、そういったふうのパッキングを実施いたしました。患者に触れる可能性のある搬送要員につきましては、個人防護装備、これを装着いたしました。

以上が主な訓練の概要になります。

そして、結果と、本訓練を終えまして成果と課題です。成果としましては、現在まだアンケートを集計中ですが、参加しました消防、警察、自衛隊、医療機関とか、そういった各機関からはおおむね好意的な意見をいただいております。

一方、我々の成果としましては、冒頭にご説明しましたが、専門家によるワーキンググループを開催いたしまして、検討結果はこちらの冊子にございますが、Rテロ発生時に事案対処に当たる実動機関や医療機関の放射線防護装備の一定の基準を提案することができた、それが成果ではないかと。ひいては、Rテロ発生時、発災現場や受入医療機関、また救護所・避難所、そういった各機関、各サイトにおける標準的な対応のあり方を示すことができた、そのように認識しております。

また、もう1点は試みではありましたが、非被ばく医療機関であります水戸済生会総合病

院、こちらに重傷を負った被ばく患者を搬送し、放医研の支援を受け処置を行うなど、非原発立地県における被ばく医療のあり方の1つとして提唱をさせていただいた、この2点が当方の成果と考えております。

一方、課題ですが、これはやはり今回は茨城県という原子力先進県における訓練でありましたので、特に資機材や専門家の数に非常に恵まれておりました。実際、例えば小学校でホールボディカウンター車といって内部被ばくを測定する機械ですね、これをすぐに持ってきてすぐに内部被ばくの検査ができたわけですがけれども、やはりこれは茨城県ならではのことでした。

一方で、Rテロというものは全国どこでも起こり得る可能性がございます。そのため、やはりこういった資機材、専門家が限られている地域における対処につきましては、今後も引き続き検討が必要である、そのように痛感した次第でございます。

当方のほうからは以上でございます。

(近藤委員長) はい、ご説明ありがとうございました。

それでは、ご質問ご意見どうぞ。

鈴木委員、どうぞ。

(鈴木委員長代理) ありがとうございました。この訓練の概要というのは、この訓練のために新しく作られたということですね。これが1つの成果だというふうに考えても良いのですか。

(古田参事官補佐) 特に33ページ以降はそうです。

(鈴木委員長代理) 恐らく今までの防災訓練と大きな違いは、当然放射性物質、汚染が広がるということが大きな要素だと思います。その中で、特に重視されたこと、それが今回の訓練でうまくいった面と、資機材の話がありましたけれども、それ以外に例えば一般の方の混乱とか、それからここに範囲を想定するということがありましたね、区域を設定とかですね。普通の防災であれば、目で確認できるようなところがなかなかできないと思うんですけども、その辺の訓練を経た上での新しい知見というか、資機材だけではなくて、実際の現場での知見みたいなのがあれば教えていただきたい。他の今までの訓練と違って、何か新しいことがあったかということです。

(古田参事官補佐) やはりRテロを想定してやる訓練と防災訓練の違いというのは、1つには被災者の数が段違いに違うということと、爆弾テロですので、被災者が汚染されているだけではなく外傷を負っている、そういったことが一番大きな違いだと考えております。そのため、試みとしてやらせていただいたんですけども、非被ばく医療機関に汚染されている患

者さんを搬送して処置を行ってもらった。

これは結果を申し上げますと、訓練前に医療機関の方向けに専門家、放医研と日本原子力研究開発機構による研修会を実施いたしました。実際に汚染患者が運ばれた場合はこういった流れでこういった処置を行いますというふうに実技を含めてやっていただいたんですけども、結果的には、例えば資機材の扱いに関しましては研修することでできるようになったんですが、ゾーニングの概念、ここから先に行ってはいけませんよとか、そういった意識的なことが1回の研修だけではなかなか難しかったと、そういった回答、色々な意見をいただいております。

(鈴木委員長代理) アンケートを集めておられるということなので、それが出てくれば今みたいなのがもう少し体系的に出てくると考えてもよろしいですか。

(古田参事官補佐) はい、そうですね。

(鈴木委員長代理) 分かりました。

(近藤委員長) 関連した質問をさせていただきます。原子力発電所で事故が起こった際の防災計画の議論の際に、汚染環境における救命活動の実施者は誰であるべきかという議論をしたことがあります。結論は、発電所における事故ですから、設置者責任ということで、発電所側が責任を持つべきということになったと思います。しかし、今回のような公共スペースにおける災害に関しては、公共機関がその任を担わざるを得ないわけですね。そうすると、こういう訓練よりも前に、その任に当たるべき人々にその際の心構えや理解、訓練をきちんとしておくことが重要になると思うんですね。そこで、質問は、私の理解では、およそ世間の常識としてかそういう任を担うべきとされている自衛隊等の部隊に事前にそういう訓練、理解、教育がなされているのかと思うんですけども、そういう人が今回、事前計画に則って、モビライズされたのか。また、この部隊は、場所によって、どこに動員をかけるべきか、迷うこともあるでしょう。そういう人がすぐモビライズできない可能性もあるわけですね。今回はその辺についてどういうコンセプトで訓練を設計したのか、関連して質問いたします。

(古田参事官補佐) 今回なぜ茨城県を選んだのかといいますと、やはり原発立地県ということ。具体例を挙げますと、例えば救急車とかに養生したわけですけども、そういったことも通常の原子力防災訓練とかでやっているらしく、茨城県内の消防機関はそういった面で非常に技術も持っております。また、やはりそういった立地県ということで、特に放射能に対するアレルギーといったものも特になくて、比較的すんなりと訓練を受け入れていただいたといったところがございました。

(近藤委員長) 質問のポイントは、誰が放射線環境下での救命活動を行うか、そこが今回の訓練のエッセンスだと思って質問したんです。それはどうされたんですか。ゾーニングすることから始まって、しかしそのゾーニングしたのは良いけれども、したにも関わらず中には入らざるを得ないわけですね、救命活動のために。それは誰が、あらかじめそういうことを理解して行動していただけるような人をモビライズしたのかということです。

(荒井参事官) 恐らく、そういう知見がまだないような時期で、起こったそのとき初動で危険な地域に入ってまず検知しなければゾーニングできませんので、そこは最初は恐らく消防なり警察の方が駆けつけるんだと思うんです。その方々が、いわゆるそういう原発立地県であればある程度訓練されていますけれども、そうでないところというのはいきなり行って、機材持って行けるかということから始まります。

その機材、一応個人線量計で自己防護もしながら、かつ空間線量計を持っていかなければいけない、そういうところもこの訓練は取り入れさせていただいております。それで、まずそこで周辺の検知をしていただいて、 0.5 mSv/h を基準にそこから先は危険区域と、あとその周辺はいわゆる除染などを行うための準危険区域ということで設定させていただく。それを初動の方にしっかりやっていただくということから始めなければならないなと思っております。

従前から、消防の方でしたらこういう原子力施設等における消防活動ハンドブックというものもありますので、一応ノウハウ的には共有はされておるとは思いますけれども、やはりご指摘のように、実際そのときにさっとこのとおりできるかということ、それはやはり訓練を積みなければいけないなど、それはやはりそういうふうには思います。

(近藤委員長) 他に。尾本委員。

(尾本委員) 人がたくさん集まる場所、例えばスタジアムだとか広場だとかそういうところで発生した場合に、1つの目標として、ここにありますように、30分～40分ぐらいのうちに専門家あるいは計測の機材も来ること、それがおおむね目標と考えてよろしいのですか。

(古田参事官補佐) これにつきましては、やはり実際は30分～40分では難しいというのが正直なところだと思います。特に今回は放医研が千葉にございますので、そういった近いというものもありました。そういう面ではなかなか30分～40分では難しい。ただ、日ごろから例えばそういった連携をすることによって、電話とかで直接アドバイスをいただく、そういったことは可能だと思います。物理的に30分～40分で専門家が現場に来るということは、やはり難しいかと思えます。

(尾本委員) こういう訓練をやることの国民に対するメッセージという点では、きちんと訓練をやっていますよということを示すのはもちろんあるんですが、それは別として、Rテロが発生してもきちんと専門家をモビライズすることができるような仕組みがあつて、通報もできて、体制ができていますよという、そういういわばプリペアドネスがきちんとありますよということを示すと、こういうことでしょうか。

(荒井参事官) まさにそのとおりです。ですから、まずは消防、警察が現場へ駆けつける時に機材を持っていけるかというのは、当然やはりNBCの疑いという情報がなければ分かりませんから、その疑い情報をもとに現実には機材を持って行くことになると思います。その上で、ではどういうふうなゾーニングをするかといった極めて専門的なことというのは電話なり何なりで、例えば放医研に照会するとかいうことになると思うのですが、その手順を今回明らかにさせていただくというのが1つ大事なことでした。これはやはりこの事例の積み重ね、訓練の積み重ねというところもあるので、この積み重ねをつくっていきたいというのが今回のねらいでもあります。

我々ももう少し広報に努めて、今回もホームページにそういうところで各県どなたでも見えるように工夫をしておる最中でありますので、そういうところで常に関係機関の方々にも学習、勉強していただくこと、そこが一番肝心なところだろうと思っております。

(近藤委員長) では、大庭委員。

(大庭委員) シナリオでセシウム137の盗難事案が発生したことで、何かが起こると警戒をしていたところ、爆破テロが起こったということであれば、現実の話としては、1回のみならず、2次的な爆発というものもあるかもしれないと、だからそういう事態にも備えながら救助をするという話なのが現実だと思うんですね。

私が良く分かっていないのかもしれないんですけども、災害救助の話については資料においても非常に色々と細かく書いてあるんですが、三の丸庁舎の他にどういう庁舎があるか分かりませんが、他のところでも次々と爆発が起こってしまうということについての想定はなされていないように見受けられました。この訓練は、あくまでも三の丸庁舎において爆発が発生したことに対して何かするかという、そのみに特化しているということでしょうか。2次的、3次的な爆発が起こるかもしれないことを警戒するというのであれば、もっと警察との連携とか様々な対処についてもこの訓練の射程内に入る、という話になると思うのですが、この訓練は、そこまでは含んでいなかったのでしょうか。

(荒井参事官) まさにセカンドアタック、2次攻撃ですね。これはNBC災害などでは一番気

をつけなければいけないところです。それで、初動で入ったときも、消防の方はもちろん、警察は特にセカンドアタックに対して非常に神経を使って検知をしながら搜索をしっかりとやります。今回も当然この訓練で、大きなところには書いていませんけれども、シナリオといえますか詳細の中にはそういうところにきちんと気をつけながらやるというのが完全に組み込まれているところです。

(大庭委員) では、ここには書いてないけれどもやっていたということですね。

(荒井参事官) 当然、ここは大事なところですので。

(近藤委員長) では、秋庭委員。

(秋庭委員) ありがとうございます。先ほどの広報のところで、ぜひこういうことは注意して言っていただきたいなと思うことがあります。爆発したときに、死亡したあるいは負傷したということですが、それはセシウム137でそうなったのか、そうではなくて、爆風でそうなったのか、そのところをはっきり伝えておかないといけないと思います。今回の件についても、新聞記事等を見ますとその辺があいまいな記事が多いようなので、プレスリリースを出されるときにはぜひはっきりさせて載せていただきたいと思います。

それから、もう1つは、やはりこういうことがあったときにはその辺にいた一般の人たちがパニックになるということがあると思うんですね。日ごろ放射線について基本的な知識が全くない状態のところできこういうことが起きると、一体これはどうだということ。今回はきちんとその辺のところをリスクコミュニケーション、説明するということを大変重要視していただいているところはありがたいと思うんですが、今後、いち早く安心できる説明の仕方などを色々と工夫していただけるとありがたいと思っています。

そして、この訓練は毎年開かれるのでしょうか。次にもし開かれるときは、ぜひ原子力発電所がない県でやっていただきたいなと思っております。

ありがとうございます。重要な訓練だと思います。

(近藤委員長) 何かレスポンスありますか。

(荒井参事官) 1点目ですが、爆発による怪我というのが一番のダメージです。ダーティボムの場合、そんなに放射線の強度というのは強くないというのが一般的な見解ですので、まずは爆傷治療に力を入れるというのを今回も重視をさせていただきました。

あと、リスクコミュニケーションについてですが、救護所・避難所のところで被災者の方々にちらしをお配りしております。こういう形で説明をしていた方にやっていただいて、誰でも分かるように、今回は放射性物質によって直接の致命傷というのはありませんよと、

本当に気になるときはここへ連絡してくださいというような紙をお配りしております。

あと、今後はまさにいわゆる原発のない県でやれるのが一番良いと思っています。これは各県にもまたご相談していくようなことになろうかというふうに思います。

(近藤委員長) そのちらしは事前に準備したんですか、起きてから作ったんですか。

(荒井参事官) もちろん事前に用意しています。今後起こったときとかにも使い回しができるように、名前の部分だけ変えれば、どこでも使えるようになっております。

(近藤委員長) ちらしはケースA、B、Cぐらい、3種類ぐらい用意しておく必要があるのではないかと思いますね。

では、よろしいですか。

今日は大変貴重なお話どうもありがとうございました。

この議題、これで終わります。

(2) 原子力安全規制体制の課題と対策について (東京大学大学院法学政治学研究科教授・政策ビジョン研究センター長 城山 英明氏)

(中村参事官) それでは、2番目の議題でございます。原子力安全規制体制の課題と対策についてという議題で、東京大学大学院法学政治学研究科の城山教授からご説明をいただきます。よろしく願いいたします。

(城山教授) ご紹介いただきました城山でございます。原子力安全規制体制全般に対してどういう課題なり潜在的な選択肢があるのかということ、幾つか論点を整理してお話をしたいと思っております。

1枚開いていただいて、バックグラウンドを若干申しますと、東京大学の中で原子力法制研究会というのをやっております、関係のメーカー、電力事業者、それから燃料関係の方や政府関係の方々等、ステークホルダーと様々な専門家でどういう基本的な課題があるかということ、少し検討してきております。その中で2つ分科会があるのですが、私は社会と法制度の分科会を中心的に活動させていただいております、そこでの議論をベースに幾つか論点をお話しさせていただきたいというふうに思います。時間も限られておりますので、8点を論点として申し上げたいと思っております。

1つ目が、次の3ページ目ですけれども、ダブルチェックの再検討の必要という論点であります。これは多くの技術系の方が主に言われていますけれども、技術の定型化というのが

進んだときに、従来の安全委員会のダブルチェックの必要性は減っているのではないかと
いうことであります。そもそもさかのぼってみれば、もともとダブルチェックというのは有澤
行政懇のときに議論されたわけですけれども、ダブルチェックがどういうダブルチェックか
というのはもともとの概念でも相当柔軟性があったので、今のやり方に必ずしも固執する必
要というのはそういう意味でもないのではないかとということです。

具体的に言えば、詳細な安全審査指針というものを安全委員会がつくるということではな
くて、もう少し指針は概括的なものにして、むしろ詳細なところは柔軟に対応できる規制法
上の政省令等にするということがあり得るのではないかとというのが1つ目の点であります。

それから、2番目が次のページで、監査機能の確保という話です。これもある種のダブル
チェックなんだろうと思いますが、ある段階から規制調査のようなシステムチェック的な考
え方というのが入ってきて、それは1つの考え方としてはなかなか重要なものであるわけ
ですけれども、この規制調査に実効性があるのかどうかということについてはかなり色々な議
論があります。恐らく10年近い経験がありますので、一体どういう条件でどういうことが
実施するのかということを中心に整理して、その上でこの監査の役割ということを中心に
考えることが大事なんだろうと思います。

一般的にはその監査的機能というのはかなり期待をされているわけですが、何でもゴミ箱
に投げるように監査に任せれば良いというわけではないので、何が監査機能としてできるか
ということは一リアリスティックな認識が必要だろうということです。

最後に書いておりますように、現在は、事業者自身が自己監査をし、それから、1次安全
規制行政庁などが様々な保安検査、定期安全管理審査など、つまり事業者の自己品質保証を
チェックするということをやリ、さらに安全委員会が規制行政庁などの規制も含めて監査す
るという、ある種重層的な品質保証のようなことをやっているわけですが、これが本当にど
ういう形で機能するのかとか、担い手たる人材がどういう形でいるのかということを中心
と考える必要があるのではないかとというのが2点目であります。

次が5ページ目で、国際的なハーモナイゼーションの話であります。これは原子力産業の
国際展開やシステム輸出等々重要なテーマであるわけですけれども、多分そのときにハード
とともに制度の支援ということも必要になってくると思われま。だとすると、ある種輸出
可能な透明性のある規制パッケージというのが必要なわけですが、そのときに日本の規制自
身は、次の6ページに縦割り・細分化というのを書いていますが、例えば炉規制法と電事法
の分担にしる、日本の中ではそれなりの合理性は歴史的に多分あったということかと思いま

すが、要は、その規制をパッケージとして見たときにこういうある種のローカルな条件に依存せざるシステムというものをどう考えていくかということは、国際化を検討するのであれば考えざるを得ないだろうということでもあります。

多分この文脈と若干別で、国際的にいわゆるMDEPと言われるような動きがありますけれども、ある種の国際的な規制コストを削減する、航空機の相互認証のようなことをモデルにして、一定の最初の認可のときの情報を別の国でも使えるようにしようと、こういう動きというものもあり、そういう意味でも国際的な仕組みの調和化というのは多分必要だろうと思います。

色々な関係者の方に伺っていると、これは短期的にはむしろ屋上屋を重ねるのではないかという危惧、つまり、真のハーモナイゼーションではなくて、国がそれぞれやって、さらに国際レベルに1個つけ加えるだけで余計複雑になるのではないかといった危惧があるというのは確かではありますが、長期的にはこういう動きというのはかなり加速されていくのではないかと思います。

それから、国内に関して言うと、ではこういった話を誰が対応するのかというところで、安全委員会レベルの話なのか、規制行政庁レベルの話なのか、その整理というのも多分現状は必ずしも十分できていないのかなというふうに思います。

それから、6ページの表は飛ばして、7ページ目にコミュニケーションによる社会的信頼の確保というのが4点あります。安全委員会というのはある種ダブルチェックによって科学的技術的知見の確実性を担保するというのが1つの重要な役割ですけれども、同時に、重層的なコミュニケーション回路を確保することで社会信頼を確保すると、そういったような目的も同時にあったんだろうと思います。

例えば設立時の規定で、安全審査等に関する決定を2ポツで引いておりましたけれども、こういうところでは何を言っているかという、現地調査、公開ヒアリング等により、地元の状況、地元住民の意見を把握し、これを参酌するとなっています。参酌とは何かとか、意見とか状況というのは何を指すのか、これは論理的には色々な意見もあります。科学的な話として限定して理解しようと思えば、地元の状況というのは現地の地層とかそういうことを把握しなければいけないし、そういうふうに言われる方もいます。しかし、それは安全委員会に持っていく以前に規制行政庁もそういうことは当然考えざるを得ないので、地元固有の科学的なだけを安全委員会が考えるというのは、かなり恐らく現実には問題だろうと思います。

だとすると、ここはかなりやはり社会信頼確保的なことを安全委員会に期待していたという部分があるのだらうと思います。そういう意味でいうと、それをどういうふうに変態化していくかということは多分1つの課題だらうと思います。

後でも述べますけれども、一方では現実に社会信頼の確保のようなことは安全協定という形で事業者と自治体との間で色々なコミュニケーションを図ることで、色々問題もあるわけですが、図られてきたわけですね。そういった機能というのが今のよう形が良いのか。もう少し、例えば安全委員会的な規制機関も一定の明示的な役割を持ってやるようにするのかというあたりが1つの選択肢だらうというふうに思います。

例えば、1つの興味深い例で、フランスのASNという原子力安全規制機関、CLICという地域情報委員会の役割を書いております。これは後でも触れますけれども、このASNというのは安全と同時に透明化というのを1つのミッションに明確にしている、そういう意味では日本語で言うと安全と安心なのかもしれませんが、情報共有を促すということもASNの機能として持っている。そういう意味では、社会信頼確保を規制機関が抱え込むということをやっているわけで、そういう選択肢が日本で考えられるかどうかというのは1つの大きなテーマだらうと思います。

次が5番目で、規制体系の一体性の確保ということになります。これは次のページを見ていただきたいんですが、日本の場合、組織ごとにもいろいろ分かれていますし、それからセーフティ、セーフガード、セキュリティ、色々な規制課題ごとにもかなり分かれています。こういう中でどうやってある種の一体性を確保するのかというのが多分1つの大きなテーマであらうと思います。

戻って、8ページ。例えば1つの大きなテーマは、放射線規制です。これは今も線量答申というのは文部科学省の中での重要な機能なわけですが、これは放射線安全というのはある種の目標設定をするような全体にとって重要な話なわけですが、これが線量規制を管轄している文部科学省のところにありという形で、全体との整合性がとれるのかどうかという、そういったような問題が1つです。

それから、保障措置をどこに入れるかということですが、これはどこの省庁に入れるかといったこともありますが、今文部科学省の中では研究開発とセットで入っています。安全規制とはむしろ切り離しているわけですね。そういう形がいいのか、それかむしろ文部科学省なのか別にもっていくのかは別にして、淡々と安全規制とセットにする方が良いのか、そのあたりは多分1つの考慮事項だらうと思います。

それから、核セキュリティをどこに入れるかという問題もあろうかと思います。

また、先ほどの社会信頼確保との関係で言うと、例えば先ほど申しましたように、フランスは原子力安全の透明化というのを1つのミッションとして掲げて、それでASNという安全規制機関を設立しているわけですが、日本の場合には安全委員会をつくったときには、この原子力委員会の設置法を微修正してやるという形になっているので、ある意味では安全というのも必ずしもそれ自体で1つの法律をつくっているわけではありませんし、ましてやコミュニケーションというようなことは明示的には書かれていないわけです。そこは安全委員会の設置を切り離すかどうかということともかかわりますけれども、もう少し正面から安全とか透明化ということを目的とした設定というのもあり得るのかなと思います。

ただ、現状の立法でも、行政の民主的運営という柔軟に読める概念があるので、そこに読み込むということはもちろん不可能ではありませんが、ただちょっとここは意識的な議論が必要かなというふうに思います。これが5点目です。

それから、6点目が、専門能力の確保ということであります。現状認識としては、これも先に次のページを見ていただきたいんですが、要は日本の場合、他国、例えばアメリカなんか比べて規制のリソースが少ないということは言われていて、それは色々と議論があるんですが、日本の場合でも色々なところで色々な形で広い意味での規制に関わる機関、それから規制支援機関と言われるものがあるということです。

この数え方が良いかどうかとかそこは若干の議論はあるかと思いますが、保安院とそれから下のJNESで700から800人ぐらい、コアであります。それ以外にも安全委員会、文部科学省系列、それから原子力研究開発機構の中にも規制支援的な部分というのがあり、それからセーフガードにかかわる核物質管理センター等々あると。こういうもの全体を足すと、すごくラフな計算ですが、その次のページ、12ページですが、全部足すと1,700人ぐらいいるということで考えると、分散していますけれども、多分総体としてはそんなに数は少なくはないのだろうと思います。

例えば、この種のレギュラトリーサイエンスが問題になっている、例えば医薬品というのは今すごく問題になっていますけれども、今かなり強化していますが、多分医薬品なんかには比べればはるかに恵まれている状況にあるんだろうと思います。そういう意味で言うと、もちろん全体として強化することは悪いことではありませんが、むしろ今分散している資源をどうやって一体的に活用するのかがどうか、特に多分次世代の人材育成を考えると、キャリアパスがある程度一元的に見えないとだれも入ってこないということもありますので、人材育

成だとか能力継承を見ても、全体をどうやってうまく人材育成をしていくのかということが多分重要なんだろうと思います。

これは少々観察者の言い方ですけれども、アメリカであれば原子力発電以外に海軍という重要な技術の専門的な供給源があるわけですが、日本にはそこはないわけです。原子力潜水艦というのがあるわけではないので。そうすると、そういう中で恒常的なパブリックニーズがない中でどうやってそういう専門能力を維持するかというのはなかなか難しいけれども、日本にとって重要な課題だろうと思います。

恐らくこれは最初3番目ぐらいに述べた国際展開も絡んでいて、国際展開・活動についてもこういう人材はいるでしょうし、逆に言うと国際的にきちんとキャリアパスが見えるということが、レギュラトリーサイエンスにかかわる人材確保にもつながっていくので、そういう意味では幾つかの問題は連関してくるのではないかなというふうに思います。

それから、表2ページ分飛んでいただいて、7番目が規制行政庁の独立性確保のあり方という、しばしば論じられる点であります。これはIAEAの安全基準の中でも*effectively independent*が求められていて、日本の場合独立性が不十分だとは言われていませんが、ここが不明確だという表現のされ方を、IAEAのIRRSのレポートでも確か指摘されていたと思います。こういう独立性確保をどうするのかというのが1つの課題であることは確かであります。

独立性確保というのは多分色々な側面があって、例えばアメリカのNRCの場合の独立性確保の重要な側面は超党派性なのですね。つまり、委員は党派の比率で任命されるわけで、1つの政権党だけに特化しないというそういう運用をしているわけです。それによって独立性を担保するということをしています。それから、フランスの場合も、大統領任命、両院議長任命とか、かなり多様な任命者を用いるという形で独立性を担保する。それから、フィンランドも、これも興味深い機関ですが、大統領が終身で指名することになっています。そういう色々な工夫の仕方はあるんだということをまず前提としてお話ししておきます。

その上で14ページの(2)ですけれども、具体的にどういう独立性の確保のあり方が日本の場合はあり得るのかというのを考えてみたというのが論点です。恐らくこれを考えるときに、論点は、ポイントは2つあって、つまり1点独立性を持っているということで社会的信頼を確保するというのは重要な1つの考慮事項で、これはいろいろな地元自治体の関係者なりいろいろな方が言われるところも、これは極めてまっとうな点であります。

しかし、恐らくそれだけではなくて、能力確保がセットであるということが重要です。つ

まり能力がないところがいくら社会的信頼を短期的に得たとしても、きちんとパフォーマンスできなければそれは当然信頼性がなくなるわけで、その信頼性確保というのが形式的なものではなくて、実質的な能力の裏打ちがないと形式的に独立性を担保しても余り意味がないということが重要な1つのポイントではないか。そういう意味で言うと、先ほどの人材育成をどう考えるかという一定の点とも関わってくる論点だろうと思います。

制度選択肢としてはここに書いたような4つぐらいが制度設計としては恐らくあり得て、昔から議論されてきたような3条委員会という形は当然あり得ます。ただ、今内閣府は行政組織法の対象外なので、3条委員会とは言わず、ここでは内閣府外局委員会とっていますが、公取とか国家公安委員会のような形というのもあり得る。ただ、あり得るとしたら多分公取ですね。国家公安委員会は政治家がヘッドですから、それとは多分違うパターンだと思います。

それから、もう1つは、内閣府等に庁として設置する。金融庁、消費者庁というのはある意味ではもともとの省庁から切り離して、内閣府の中に置くことで一定程度独立性を持たせるという、そういう考え方があります。

それから、今の原子力安全・保安院は経済産業省の中で資源エネルギー庁の中の特別な機関ですが、そうではなくて、もう1段上げて、経済産業省の特別の機関にするということも多分あり得るだろうと思います。

これらのうち、どれにメリットあるか。特に行政委員会形式と外局・庁の場合ですが、多分職権行使の独立性を明確化するという意味においては行政委員会というのはやはり意味があるだろうと思います。行政審判的な機能を、科学的判断に関する審判的な機能を持たせるのであれば、委員会である必要があるという側面もあります。これはごく一部の人が若干言うことですが、これは現実的には余りあり得ないと思います。

それからもう1つ、これをどう考えるかは微妙ですが、委員会はいわゆる8条委員会でもそうであるわけですが、国会同意人事であるわけで、これを継続することのメリット、デメリットを考える必要があります。特にねじれ国会だけではないけれども、ある種の難しい部分もありますので、ある種超党派的な同意を得なければいけないというふうにしておくことは悪くない面もあるんだろうと思います。

それからまた、内閣府の外局・庁にする場合には、これは行政組織論の中で、政策目的・価値体系別編成原則とある方が言っていますが、いわゆるその目的が対立するものは別の組織に置くという意味でいうと、経済産業省に置くのではなくて、他方内閣府の中に置くこと

によって切り分けをするということはあるでしょうし、庁のメリットは一定の行政的な効率性があるということはあるだろうと思います。

それから、仮に独立性の高い規制機関を委員会形式として庁につくる場合に、それに対する監査機能の話をどうするかということは残るだろうということでもあります。

それから、最後の8番目は幾つかスライドを用意しています。先ほども少し申し上げた安全協定というものの課題にある程度対応していこうというかどうかというものが有り得るか、これはあくまで私論的な4つのオプションであります。

1つの大きな課題は、従来の不透明性と書いてありますが、必ずしも根拠が明確ではないし、判断の基準というのも透明化されていない、そこを何とか透明性を確保する必要があるだろうということです。これは色々な関係者が言われています。では、それをどういうふうに制度的に担保するかというのは、多分幾つかのここにいうと4つぐらいのあり方があるんだらうと思います。

1つは、もちろん基本的には自治体というのは安全規制において役割はないので、基本的には独立した規制機関が責任を持ってやるというのはもちろんであります。自治体の役割を位置付けようとする、何らかの形で一定程度公式的に自治体の役割を位置付けるということが多分考え方としては必要であり、かつ有り得るんだらうと思います。

では、どういう役割を位置付けるかという、1つは地元住民とのコミュニケーションの確保というフランスのC L Iのような機能というのがあります。それから、これは現実には既に交付金の中でモニタリングを自治体は事実上やっているわけで、法制上の根拠はなくても補助金をもらってやっているわけですが、環境モニタリングをやる機能というのをむしろ法制化する。それから、もう1つは、中央の安全機関が協議対象者として自治体を正式に位置付けるという、こういうぐらいの考え方が論理的には有り得るんだらうなというふうに思います。

ただ、これはいずれにしても現状と違うのは、やはりいずれのパターンも独立した規制機関というのが責任と役割を明確に持つということがいずれにしろ前提になるだろうということです、ここは4つのオプションとも共通になる前提で、重要なポイントです。

それから、もう1つは、もちろん自治体の役割として立地策だとか振興策における役割だとかも当然議論する必要がありますし、そもそも原子力の振興行政のあり方自身、行政体制をどうするかという、これはこれで議論する必要があるのだと思いますが、デファクトに安全の名のもとに立地・振興的なものが埋め込まれるということはやはり一応回避した方が良

いのではないかなというのがこれの判断であります。逆にいうと、立地・振興の自治体の役割については別途場をつくるということになるかと思います。

以下、4つの案でありますけれども、それぞれごく簡単に説明させていただきます。第1案というのは独立規制機関が説明責任を明確化して持つというものです。地域の方に伺ってしばしば出てくるのは、規制機関がきちんと自分で責任を持って正面から説明しない。色々な大学の先生を連れてきたりとかして、色々と間に人が入ると規制機関が本当に何を考えているか、本当に能力があるか分からないと、結構そういう反応というのがある。そういう意味で言うと、やはり自分できちんと説明ができる説明責任を持てるきちんと能力を持った規制機関をつくるというのが1つのやはり一番基本的なことだというのがここでの考え方です。それがきちんとできれば、恐らく自治体に追加的機能を必ずしも求めなくても、それなりに信頼確保できるだろうというのが第1案であります。

それから、第2案は、これは日本版C L Iなんですけれども、要するに規制は基本的には規制機関が行うわけですが、情報共有の部分は一定程度自治体に役割を担ってもらおうと。自治体、環境団体、有識者等と書いていますが、フランスで言うとこれは地方議会だったり、基本的には議会だと思いますが、行政がこういう場をつくって関係団体を呼んだり業者を呼んだり政府が規制機関を呼んで情報共有するわけです。こういったのを自治体が責任を持ってやると。日本でも柏崎だとか福島でも実験的な例がありますが、基本的にあれは事業者がやられている話なので、そこをむしろ自治体の仕事として明確に位置付けるというのがこのパターンであります。

それから、3番目が、環境モニタリングを法定化すると。これは先ほど申しましたように、現状でも正確ではないところもあると思うんですが、交付金でモニタリングを自治体が行っているわけなので、実際にはこういう機能を果たしているんですが、法的に環境規制といいますか安全規制の中でモニタリングの役割が自治体に規定されているわけではないわけですから、そこを明示的に規定をする。逆に、その機能を担ったからには規制機関との間できちんと質問をしたり説明を求めるといえることができるようにするという、こういったパターンが第3案であります。

それから、第4案が、ある種の協議の法定化でありまして、これは自治体のこういう権能の根拠を何に求めるか、防災なのか安全一般で書くのかと色々なことがあります。規制機関が一定の活動をする際には自治体との協議を義務付ける。協議が合意まで求めるかどうか、ここは諸説あるところですが、いろいろな制度設計があり得ると思いますが、明示的に

自治体と協議をするというメカニズムを入れるというのもあるだろうと思います。

これは一見現状の制度化のようにも見えますが、安全協定と違うのは、安全協定は事業者と自治体の協議なんです、これはやはり規制機関に責任を持たせた上で、規制機関と自治体との協議とすべきだろうということです。事業者に規制機能を代替させないようにしようというのが第4案の趣旨であります。

これはいずれも若干ラフかつラディカルな案なので実際には色々な議論はあるかと思いますが、一応こういったようなことがあり得るのではないかという議論をしています。

以上、8点、論点として申し上げさせていただいた次第であります。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

我が国社会における原子力安全規制の今後を考えるときの要点を8つにまとめてご紹介いただきました。ご議論、よろしくお願いします。

最初に私から一言だけ発言させてください。原子力安全委員会の生まれる際の環境として、言及がなかったので申し上げたいのは、1970年代の初めには、アメリカで原子力安全規制分野において非常用炉心冷却系の機能信頼性に関して公聴会が長く開かれていまして、その模様が日本にもかなりの関心をひきつつ報道されていました。ですから、有澤懇談会においてもそういう制度を我が国としてどうするかが話題になったはずです。この公聴会は、米国ではかつてのAECのそれを引き継いで今のNRCでも組織内に制度化されているもので、設置許可やルール制定に際しては必ず開かれるものです。これを担当するのがアトミックセーフティアンドライセンシングボードパネルというんですかね、ASLB P、最後のパネルのPをつけない場合もあるんですけれども、このメンバーがパブリックヒアリングのジャッジ、裁判長役とテクニカルアドバイザーとリーガルアドバイザー役を引き受ける制度になっています。ですから、それを横目でにらみながら、そういうファンクションを日本の社会の中にどう馴染ませるかという思いが多分、有澤懇談会にもあったように記憶しているのです。その故か、この委員会ができた瞬間に公聴会の取り組みが行われたと。原子力安全委員会の最初の特徴的な取組は公聴会だったというふうに私は記憶しているんです。

で、それを先生の課題とされる監査機能と見なすべきかどうか、パブリックアウトリーチ機能も備えているという議論はあるでしょうけれども、制度改革を考える場合に、そういう機能をどこに位置付けるかも課題でしょうね。NRCの場合は今申し上げたように内部に専門組織を用意しているわけですがね。私は、これはNRCがオーガニゼーションナルゴールとして掲げる、オープンネス、エフェクティブネス、エクセレンスという目標を達成する重要

な取り組みになっていると思うわけですが、当時はそれを安全委員会に期待するという住み分けに合理性があったのかもしれないけれど、我が国でも2000年以降は行政機能を担う組織の在り方として、そういう機能を内在しないとイケない、特に、行政決定における利害関係者のインボルブメントという要請に対する取組がきちんとしていれば、それ自体監査機能になるという整理もあるのかなと思いつつ、その辺についてどういう議論をされているのか、教えていただければと思います。

(城山教授) 一言で申し上げますと、現状はある種の重層的な品質保証であるという書き方をしましたが、何かあるたびに1つ1つ監査的仕組みを増やしていくというタイプの監査というのはなかなかやはり機能しないだろうというのが1つあります。逆に言うと、その裏は、きちんと規制機関が一元化するというのは、ある種の能力を持ってきちんとやるということが重要です。形式的なチェック機能だけではなかなか難しいだろうと。

逆に言うと、今委員長が言われた、規制の現場の中にある種そういうヒアリングプロセスのようなものを入れて、そこである種の信頼確保もセットで確保するという話は重要です。多分それは1つのそういう意味では重要なやり方です。規制行政庁がとりあえず通常の規制を行ってにおいて、それを外から監査するときだけ何かヒアリングをやりますというのと、かなりそれはシステムに過剰負担がかかるので、なかなか機能しないだろうと。そういう意味ではかなり共通の認識があるかなという感じがいたしました。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、鈴木委員。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。要は、複雑で分かり難くてあいまいなもの分かり易く、しかも明確にきなさいというメッセージだと思いました。私が聞きたいのは、特に国際的な調和の話をされましたけれども、城山先生はあちこちで色々な分野の安全問題をご研究されているという視点から、国際的な安全規制システムのあり方から見た場合に、日本としてこの問題をどう考えていくかについて、特にご意見伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(城山教授) 日本が固有のコンテキストだけによって規制をつくっていたというのは色々な分野であるんですね。原子力の話で申し上げましたが、多分自動車もしかり、航空なんかも同じようなところがあったんですが、やはりここでちょっとお話したように、ある種のハーモナイゼーションのインパクトというのは色々な分野かなり進んできていると思います。例えば自動車なんかも、国連の欧州経済委員会というところの中に、昔はワーキングパーティ

29という、今は名前が変わったのですが、ハーモナイゼーションをやるところができていて、従来これはヨーロッパの中だけでハーモナイゼーションをやっていたんですが、それに日本が入った。日本は結構それなりに中心的に動き出したところもあって、それはハーモナイゼーションをしたいと同時に、実は日本の国内の規制を変えたいときにむしろその外圧を使うみたいなどころもあるんですが、そんなようなダイナミズムをもってそういうところは動いています。

それから、航空は、まさに相互認証のシステムなんですけど、航空が若干違うのは、あれは基本的には巨大生産者が2社なので、基本的にはボーイングとエアバスを、造ったものを受け入れるというための規制認証で、日本で認証をとったものが外に行くということは今までにはなかったですね。だけれども、これも今の三菱のジェット機の話、あれは結構規制側も力を入れていて、多分名古屋に国土交通省も安全規制部隊を数十人置いて、まずこれはアメリカの規制当局と一緒にチェックをして、信用してもらって、それでそれが海外で使えるようにしようというようなことをやっています。

そういう意味で言うと、かなり共通の問題はありますが、日本の中でもそれぞれの分野で色々なコンテキストの中で随分変わりつつあるところがあって、原子力の場合には本当にどこに変わるインセンティブがあって、どこが変わることが重要なのかということはきちんと考えるべきだろうと思います。ただ、これはこういう書き方を紙にはしていますけれども、例えば日本がこういうシステム輸出のときに規制をきちんとしなければまずいだろうと色々な方が言われていますが、他方、メーカーの考え方からしてみれば、場合によっては日本の規制なんかバイパスすれば良いと、アメリカの規制でやってそれを輸出できればそれでいいだろうということもあり得ます。

どこまで皆がインセンティブを持っているのかということとはきちんと確認する必要はあるかなという気はしています。

(近藤委員長) 最後の点は、メーカーのそういう言い分はあっているかもしれませんが、私が接触してきている相手の特性によるのだと言われるかもしれませんが、アジアの国々では日本のシステムの移転を望む声もよく聞きます。日本的マネジメントシステムに対する信頼が、あるいは美しき誤解かもしれないけれども、あることは確かなんです。ですから、原子力委員会としては、日本国はそれに答えるべきと常に申し上げています。

では、秋庭委員。

(秋庭委員) ありがとうございます。なかなか頭がついていかないところもあるんですけれ

ども、私は地元の自治体と事業者との色々な協定のあり方というのをもっとルール化するべきではないかと常に思っています。今回ご提案いただいた4案というのを拝見いたしまして、この4案はバラバラという意味なのか、あるいはこれをミックスしてこの4案を構築してというか、そういう規制のあり方をご提案なさっていらっしゃるのか、そこをお伺いしたいなと思いました。

(城山教授) 色々な考え方のミックスはできると思います。例えば最初に申し上げたように、第1案の話は他とは別の案のように述べていますが、やはり第1案のような話というのはどの案にとっても前提になる、しっかりした規制機関がない限り全ての話は始まらないので、そういう意味で言うと、1案というのはある意味ではベーシックの話で、そこに何らかの付加的なものを自治体の役割としてつけていくかどうかというのが多分2、3、4あたりのバリエーションで、ここも組合せもあり得るだろうと思います。

発表の最後にラディカルかもしれないと申し上げたのは、要は今まではやはり規制機関と自治体というよりは、やはり事業者におんぶした安全規制体制だったのですね。ある意味では苦勞もしていただいていますし、ある種責任もとらざるを得ない形になってはいますが、そうでなくて、特に安全の部分はある程度公的機関が、規制機関か自治体かはともかくとして、公的機関が一定の役割をもうちょっと持つべきではないかというのがかなり共通のこの前提でありまして、そこは多分議論はあると思うのですね。そんなものワークするのとかか批判はもちろんあると思います。そこは先ほどの近藤委員長の言う、日本ではそれなりにワークしたシステムというものの良いところをどうやって生かすかみたいなところも考えざるを得ないので、これはそういう意味ではかなり論争的な形で提示を今のところはさせていただいています。

(近藤委員長) 他に。

尾本委員、どうぞ。

(尾本委員) 今後の安全規制行政を考える上での良いフレームワークとオプションを出していただいていると思うんですが、私の最初の感想を申し上げますと、本質的な問題は国民の信頼をどうやって獲得するか、それから効果的・効率的な規制をどのようにやっていくかということだと思えます。特に先ほどおっしゃったように、分散的で同じような機関がたくさんある。これをこの際何とかしなければいけないというのが重要な点だと思っていて、それは法律も含めて、例えば原子力発電において規制法、それから電事法を付加したものを何とかしなければいけないということもありますし、ダブルチェックの問題もあります。そ

ういう点で色々な点を要領よく出していると思います。

その上での質問です。これを今後の議論の素材として提供して、具体的にどんなふうにしていくと実効性を持つようになるとお考えなのかというのが1つ。

それから、もう1つは、コミュニケーションチャンネルというふうなことをおっしゃって、そして確かに今原子力安全委員会の班目委員長はそういう中間、つまり地元自治体あるいは住民と規制機関あるいは事業者の間の中間のコミュニケーションを果たすんだということをおっしゃっている側面もある。しかし、考えるに、これはむしろダイレクトにやれば良いのではないのという気がするんです。コミュニケーションチャンネルとしての役割を強化することについてどうお考えなのかというのが2つ目の質問です。

(城山教授) ありがとうございます。いずれも難しい質問なのですが、1つ目は私が答えるよりは皆さんに議論していただくべきかと思います。素材を提供するのが私の仕事ですが、従来は縦割りだったのですが、こういう原子力に関わる総体的な、全体としてどう議論する場をつくるかというのは重要な課題です。まさに原子力委員会もそういう場かと思えますし、有澤行政懇のときにどういうコンテキストだったかというのは私も必ずしも十分理解していませんが、あれも1つやはりそういう試みだったかと思えますので、総体として議論する場をつくるということは大変重要だなというふうに思います。そのあたりはむしろよろしくお願ひしたいということでもあります。

2つ目のコミュニケーションチャンネルのあり方は、恐らくこれは近藤委員長の最初の質問の話にも絡んできていて、安全委員会は確かにそういうことをヒアリングみたいなことをやった経緯もあり、ある種の社会信頼ということがあるので、私自身もそれはもう少し正面からやるべきだろうと思います。そういう意味で言うと、今班目先生がやられている形で言われた安全委員会が一定のこういう仕組みづくりをやるというのは1つの考え方だろうと思います。ただし、では安全委員会が外在的に外から関与してやるだけで済む話かというのと、多分一次規制行政庁か独立して一体化するのか分かりませんが、そこが多分日々のルールをつくったり、規制をしていく中で、ある種きちんと信頼、コミュニケーションを確保してやっていくというのがある意味では正道といえれば正道です。外材的なチェックとしてだけコミュニケーションチャンネルがあるだけではなかなか難しいだろうという面もあるなという気はしています。

ここでは、安全委員会とか、あるいは安全委員会のある種の機能代替というか自治体の役割を位置付けるというところをメインに書いていますが、ではその一次規制行政庁なりある

いは独立機関なのか分かりませんが、そこが専門的な知識だったり色々な意見をインプットとして入れて、どうやって意思決定につなげていくのかというのが多分本来は議論すべき核なので、私もその議論はまだ余りできていなんですけれども、そこをやっていくということが重要なのかなという気はしています。

(近藤委員長) では、大庭委員。

(大庭委員) 今までの先生方のご質問と重なるところもあるかもしれませんが、改めて、城山先生が行政の専門家であるということを踏まえて質問したいと思います。まず1つ、先生は原子力安全規制体制が非常に分散化しているという話をなさいました。9ページの表で見ても、確かにかなり分散しています。こうした整理は、これからの議論のたたき台になるだろうと思うんですが、城山先生がご提示なさったどの案の中でも、必ず規制機関の一体性を確保するということを求めています。それでは、実際にこのように各省庁の各規制機関によって分散してしまっている状況下で、1つの規制機関を設けるといえるときには、行政上、法制上どういったことが必要なのでしょうか。縦割りがいけないとか分散していることが問題だとかということは、原子力行政のみならず、様々な分野の行政のありかたの問題点として論じられていると思うのですが、実際に統一的な規制機関をつくるというときに、行政法上、どういう作業が必要なのかということをお教えいただきたいと思います。

それから、もう1つは、今日のもう1つのご発表の柱でもある、地元の方々との信頼関係の確保についてです。先生は、C L Iのようなものを作れば良いのではないかという案をご提示されています。このC L Iですけれども、自治体、環境団体、有識者等が進めていますよね。しかしながら城山先生は、C L Iという形でなくても、今までの日本においても自治体が環境モニタリングをやっていたということもおっしゃっておられます。各自治体においては、確かにこれまでも外部の委員会なり様々な場を設けて色々やってきたと思うんです。そういうものと全く違う形で、地元の信頼が得るために、C L Iのようなものを日本でつくる際の障害、問題点とは具体的にはどのようなことでしょうか。

それに関連して1つ聞きたいのは、日本版C L Iのようなものを誰が主体となって作るのかということをお聞きしたいです。つまり、自治体が主体となるのか、それとも環境団体NGOのようなところが作るか。でも、そうすると行政から外れますから、行政の一部にはなりません。そういう誰がオーガナイズするのかということも含めて、何をすればこの日本版C L Iのようなものが機能するようになるのか、その障害はどうかということをお聞かせ願えればと思います。

(城山教授) まず1つ目の話は、ある意味では新しい機関を作るのであれば当然設置法を作る、あるいはその権限を位置付ける作用法を作るということが出てきます。既存のものがたくさんある場合に、何が起こるかという、今までのものを全部改定しなくてははいけません。これは行政改革の法律とか地方分権の法律を見られた方は分かると思いますが、電話帳のような厚さがあります。これは当然1つの機能なのでここまでなるかどうか分かりませんが、多分関連法令を変えるというのはかなりの作業であることは確かです。ただ、ここはワークロードの問題なので、やればできる。役所にはそういうのは比較的得意な方々がそろっているとしますので、やればできるだろうと思います。

(大庭委員) やればというのは、決定する人がしかるべき決定すればということですね。

(城山教授) きちんと一貫したポリシーができれば、あとは作業の話だろうと思います。

(大庭委員) 政治主導でいきたいということですかね。

(城山教授) 確かに政治なのですね、意思決定というのは。ただし、作業に必要な人的資源は手当てする必要があると思います。

2番目のC L Iですけれども、これはフランスモデル的に書きましたが、ニュアンスは、要は今まで色々やってきたのは確かなのだけれども、やはり自治体がもう一步前面に出ることが必要かなと。つまり、モニタリングはやってきました、協定は結んでいます、だけれどもやはりオフィシャルには自治体は責任を持ってなかったわけですね。あるいは先ほども少し申しましたが、C L Iに類似なことをやっていて、柏崎なんかでも背後に明らかに柏崎市がいるんですけれども、表には出てこない。表はあくまでも事業者の説明の場で、その側面サポートという形でやっている。そうではなくて、やはり自治体自身がオーガナイザーをやるという、もう一步進んでみてはどうですかというのがこの提案の趣旨です。先ほどの公的機関がもう少し責任を持つべきではないかという考えに基づく議論なんですね。

恐らくやるときの最大の問題は、自治体って何という、つまり県なのか基礎自治体なのかという、そこが多分最大の問題です。そこはまだ詰めていないのでまだ書いてないということで、そこは多分障害になってくるかなと思いますし、どういう関心で関与するかというのも自治体のレベルによってかなり違うので、そこが1つの大きな問題かなと思います。

フランスは確かに自治体ですけれども、フランスの自治体は小さいので、日本の都道府県なんか比べて県というのは小さいので、そういう意味で言うとかかなり基礎自治体に近いと思うんですね。でも、日本の県はかなり大きいし、これが仮に道州とかになるとまた大きくなりますので、そうするとこれに誰を入れるのかというのが一番の問題かなというふうに思

っています。

(近藤委員長) フランスでは国会議員と地方の行政組織の長が重なっていたりしますからね。やはり、それぞれの国はそれぞれの政治、社会風土を踏まえて、所要の機能をどう実現していくか考えています。ですから、日本は日本的なものを作らざるを得ない。ただ、日本の場合、いまひとつ困るところは、地方分権の動きがトランジション・ステーツにあること。だから、何を前提にして、例えば10年後に美しいものを作ろうとするときに分権が進んだ状態を想定して良いのか、今の体制が続くということを前提にして良いかということが不確かですね。ここの不確かさが今後の議論における最大の悩みだと思っています。

今日はお忙しいところお出でいただきまして、貴重なお話をお聞かせいただき、まことにありがとうございました。原子力委員会は今、新大綱策定会議を開催中でありまして、このテーマも重要な課題の1つになると認識をしております。そこで、あるいはまたその席でもご説を賜ることがあるかなと思います。その節は、よろしく願いいたします。

この議題はこれで終わります。今日はどうもありがとうございました。

(3) その他

(近藤委員長) その他議題。

(中村参事官) 事務局から、専門部会等の開催のご案内を2点したいと思います。資料第4号と第5号でございます。

資料第4号は、原子力委員会の研究開発専門部会原子力試験研究検討会の第19回の開催のご案内でございます。内容は資料のとおりでございます。

それから、もう1枚、資料第5号でございますけれども、新大綱策定会議、第5回の開催のご案内でございます。昨日の第4回の策定会議でもご紹介ありましたけれども、第5回につきましては、3月8日、火曜日の9時から12時、場所は砂防会館となっております。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございました。

委員の方で何か。

終わってよろしゅうございますか。

それでは、次回予定を伺って終わります。

(中村参事官) 次回の第8回原子力委員会定例会でございます。開催日時が来週3月1日の火

曜日の10時半からで、場所はここ、1015会議室でございます。

なお、原子力委員会は原則毎月第1火曜日の定例会議終了後にプレス関係者の方々との定例の懇談会を開催してございます。次回、3月1日が3月の第1火曜日に当たりますので、定例会議終了後に原子力委員会委員長室にてプレス懇談会を開催したいと考えてございます。プレス関係者の方におかれましては、ご参加いただければ幸いです。

以上です。

(近藤委員長) それでは、これで終わります。

どうもありがとうございました。

—了—